

令和 6 年 9 月 10 日

令和 6 年登米市議会定例会 9 月定期議会 提案理由説明書

登米市議会

議員 番

諮 問 第 6 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-----------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏 名	せ と えいのり 瀬戸 栄典
住 所	登米市中田町
職 業	無職

諮 問 第 7 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-----------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏 名	おいかわ こ 及川 さよ子
住 所	登米市中田町
職 業	農業

諮 問 第 8 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-----------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏 名	さ さ き ゆ み こ 佐々木 裕見子
住 所	登米市豊里町
職 業	無職

諮 問 第 9 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-----------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏 名	あ べ なお こ 阿部 直子
住 所	登米市石越町
職 業	無職

諮 問 第 10 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
------------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏 名	さいじょう くにひこ 西 條 邦彦
住 所	登米市津山町
職 業	無職

報 告 第 18 号	令和5年度登米市健全化判断比率の報告について
------------	------------------------

本件は、令和5年度決算に基づく登米市健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、議会に報告するものであります。

報 告 第 19 号	令和5年度登米市資金不足比率の報告について
------------	-----------------------

本件は、令和5年度決算に基づく登米市資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第20号	令和6年度登米市一般会計補正予算（専決第2号）に係る専決処分 の報告について
--------	---

本件は、令和6年度登米市一般会計補正予算（専決第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第21号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について
--------	--------------------------------

本件は、交通事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第22号	放棄した債権の報告について
--------	---------------

本件は、登米市債権管理条例（平成22年登米市条例第43号）第15条第1項の規定に基づき、市が放棄を決定した債権について、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第23号	公益財団法人登米文化振興財団の経営状況について
報告第24号	株式会社いしこしの経営状況について

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、市が資本金等の2分の1以上を出資している一般財団法人及び株式会社の経営状況について、議会に報告するものであります。

報 告 第 25 号	登米市教育委員会の教育行政に関する点検及び評価について
------------	-----------------------------

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定により、登米市教育委員会の教育行政に関する点検及び評価の結果について、議会に報告するものであります。

議案第 56 号	令和 6 年度登米市一般会計補正予算（第 3 号）
議案第 57 号	令和 6 年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 58 号	令和 6 年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 59 号	令和 6 年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 60 号	令和 6 年度登米市水道事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 61 号	令和 6 年度登米市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

本案は、議案第56号令和 6 年度登米市一般会計補正予算（第 3 号）から議案第61号令和 6 年度登米市下水道事業会計補正予算（第 1 号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 8 億3,817万 7 千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ466億4,969万 9 千円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、公共施設等維持補修基金などの積立金 1 億 3,862万 7 千円、畜産繁殖経営緊急支援事業4,344万 1 千円、橋梁長寿命化事業 7,263万 1 千円などを増額する一方、水道事業会計への繰出金 1 億4,030万円、公共施設複合化整備事業 9 億3,297万 4 千円などを減額して計上しております。

歳入では、前年度繰越金 5 億4,154万 1 千円などを増額する一方、社会資本整備総合交付金など国庫支出金 1 億605万 6 千円、財政調整基金などの繰入金 4 億 8,781万 8 千円、公共施設複合化整備事業などに係る市債 8 億1,650万円などを減額して計上しております。

また、継続費補正として変更 1 件、債務負担行為補正として追加 6 件、地方債補正として変更 8 件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で、事業の精算に伴う繰出金 1,016 万 7 千円などを増額し、後期高齢者医療特別会計の歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金 1,374 万 6 千円などを増額、介護保険特別会計の歳出

では、事業の精算に伴う各種負担金等の返還金 5,146 万 5 千円などを増額して計上しております。

企業会計については、水道事業会計で、水道事業費用 2,486 万円を増額し、資本的収入 1 億 4,414 万 4 千円、資本的支出 1 億 2,150 万 5 千円を減額するほか、債務負担行為補正として追加 1 件、企業債補正として変更 4 件を計上しております。

下水道事業会計で、下水道事業収益 1,565 万円を減額し、下水道事業費用 3 万 4 千円を増額、資本的収入 1,781 万 9 千円、資本的支出 1,850 万円を減額するほか、企業債補正として変更 3 件を計上しております。

議案第 62 号	登米市立学校設置条例の一部を改正する条例について
----------	--------------------------

本案は、米谷小学校、錦織小学校及び米川小学校を統合して、新たに東和小学校を設置するため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表 11 ページ)

議案第 63 号	登米市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例について
----------	-------------------------------

本案は、就学先の決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行っている観点から、名称を登米市障害児就学支援委員会に改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表 12 ページ)

議案第 64 号	登米市児童活動センター条例の一部を改正する条例について
----------	-----------------------------

本案は、米谷児童活動センターを廃止して、新たに東和児童活動センターを設置するため、本条例の一部を改正するものであります。(新旧対照表 15 ページ)

議案第 65 号	登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
----------	--

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和 6 年デジタル庁・総務省令第 8 号）の施行に伴い、生活保護法に準じた外国人保護が準法定事務として定められたことから、本条例の一部を改正するものであります。
（新旧対照表 16 ページ）

議案第 66 号	財産の取得について
----------	-----------

本案は、行政情報機器購入（内部情報系・ノート型 P C）契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年登米市条例第 73 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 67 号	財産の取得について
----------	-----------

本案は、登米市立学校校務系パソコン購入契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年登米市条例第 73 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 68 号	財産の取得について
----------	-----------

本案は、災害対応特殊救急自動車購入契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年登米市条例第 73 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

認 定 第 1 号	令和 5 年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について
認 定 第 2 号	令和 5 年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認 定 第 3 号	令和 5 年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認 定 第 4 号	令和 5 年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認 定 第 5 号	令和 5 年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認 定 第 6 号	令和 5 年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
認 定 第 7 号	令和 5 年度登米市水道事業会計決算認定について
認 定 第 8 号	令和 5 年度登米市下水道事業会計決算認定について
認 定 第 9 号	令和 5 年度登米市病院事業会計決算認定について
認 定 第 10 号	令和 5 年度登米市老人保健施設事業会計決算認定について

本案は、令和 5 年度登米市一般会計歳入歳出決算ほか 9 会計の決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定に付するものであります。

登米市立学校設置条例 新旧対照表

改 正 案	現 行																																														
第 1 条 （略） （名称及び位置） 第 2 条 市立学校の名称及び位置は、次のとおりとする。 （1） 小学校	第 1 条 （略） （名称及び位置） 第 2 条 市立学校の名称及び位置は、次のとおりとする。 （1） 小学校																																														
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>登米小学校</td><td>登米市登米町寺池桜小路 6 番地</td></tr><tr><td>東和小学校</td><td>登米市東和町米谷字細野35番地</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>石森小学校</td><td>登米市中田町石森字前田29番地</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	名称	位置			(略)				登米小学校	登米市登米町寺池桜小路 6 番地	東和小学校	登米市東和町米谷字細野35番地			石森小学校	登米市中田町石森字前田29番地			(略)				<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>登米小学校</td><td>登米市登米町寺池桜小路 6 番地</td></tr><tr><td>米谷小学校</td><td>登米市東和町米谷字越路75番地</td></tr><tr><td>錦織小学校</td><td>登米市東和町錦織字山居沢15番地</td></tr><tr><td>米川小学校</td><td>登米市東和町米川字東綱木31番地</td></tr><tr><td>石森小学校</td><td>登米市中田町石森字前田29番地</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	名称	位置			(略)				登米小学校	登米市登米町寺池桜小路 6 番地	米谷小学校	登米市東和町米谷字越路75番地	錦織小学校	登米市東和町錦織字山居沢15番地	米川小学校	登米市東和町米川字東綱木31番地	石森小学校	登米市中田町石森字前田29番地			(略)			
名称	位置																																														
(略)																																															
登米小学校	登米市登米町寺池桜小路 6 番地																																														
東和小学校	登米市東和町米谷字細野35番地																																														
石森小学校	登米市中田町石森字前田29番地																																														
(略)																																															
名称	位置																																														
(略)																																															
登米小学校	登米市登米町寺池桜小路 6 番地																																														
米谷小学校	登米市東和町米谷字越路75番地																																														
錦織小学校	登米市東和町錦織字山居沢15番地																																														
米川小学校	登米市東和町米川字東綱木31番地																																														
石森小学校	登米市中田町石森字前田29番地																																														
(略)																																															
(2)・(3) （略）	(2)・(3) （略）																																														

議案第63号関係

登米市障害児就学指導委員会条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>登米市障害児就学支援委員会条例</u> (設置等) 第1条 登米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、障害のある学齢児童、学齢生徒等の<u>就学支援</u>に関する重要事項を調査審議するため、<u>登米市障害児就学支援委員会</u>（以下「<u>支援委員会</u>」という。）を置く。 2 <u>支援委員会</u>は、前項に規定する重要事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる。 (組織) 第2条 <u>支援委員会</u>は、委員20人以内で組織する。 2 (略) 第3条 (略) (委員長及び副委員長) 第4条 <u>支援委員会</u>に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。 2 委員長は、会務を総理し、<u>支援委員会</u>を代表する。 3 (略) (会議) 第5条 <u>支援委員会</u>の会議は、委員長が招集し、その議長となる。 2 <u>支援委員会</u>の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。	<u>登米市障害児就学指導委員会条例</u> (設置等) 第1条 登米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、障害のある学齢児童、学齢生徒等の<u>就学指導</u>に関する重要事項を調査審議するため、<u>登米市障害児就学指導委員会</u>（以下「<u>指導委員会</u>」という。）を置く。 2 <u>指導委員会</u>は、前項に規定する重要事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる。 (組織) 第2条 <u>指導委員会</u>は、委員20人以内で組織する。 2 (略) 第3条 (略) (委員長及び副委員長) 第4条 <u>指導委員会</u>に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。 2 委員長は、会務を総理し、<u>指導委員会</u>を代表する。 3 (略) (会議) 第5条 <u>指導委員会</u>の会議は、委員長が招集し、その議長となる。 2 <u>指導委員会</u>の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 <u>支援委員会</u>の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。 (専門部会) 第6条 専門の事項を調査させるため、<u>支援委員会</u>に専門部会を置くことができる。 2・3 (略) 第7条 (略)	3 <u>指導委員会</u>の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。 (専門部会) 第6条 専門の事項を調査させるため、<u>指導委員会</u>に専門部会を置くことができる。 2・3 (略) 第7条 (略)
--	--

附則第 4 項関係（登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

改 正 案						現 行					
第 1 条～第 4 条 （略）						第 1 条～第 4 条 （略）					
別表（第 2 条、第 4 条関係）						別表（第 2 条、第 4 条関係）					
名称		報酬		旅費	費用 弁償	名称		報酬		旅費	費用 弁償
		区 分	金 額					区 分	金 額		
(略)						(略)					
<u>障害児就学 支援委員会</u>	<u>委員長</u>	日 額	7, 000円	職員旅費 適用	1, 800 円	<u>障害児就学 指導委員会</u>	<u>会長</u>	日 額	7, 000円	職員旅費適 用	1, 800 円
	<u>委員</u>	日 額	6, 000円	職員旅費 適用	1, 800 円		<u>委員</u>	日 額	6, 000円	職員旅費適 用	1, 800 円
(略)						(略)					

議案第64号関係

登米市児童活動センター条例 新旧対照表

改 正 案	現 行																
第1条 （略） （名称及び位置） 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	第1条 （略） （名称及び位置） 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。																
<table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td>上沼児童活動センター</td><td>登米市中田町上沼字弥勒寺大下90番地 1</td></tr><tr><td><u>東和児童活動センター</u></td><td><u>登米市東和町米川字六反55番地 1</u></td></tr><tr><td>津山児童活動センター</td><td>登米市津山町柳津字本町57番地 1</td></tr></table>	名 称	位 置	上沼児童活動センター	登米市中田町上沼字弥勒寺大下90番地 1	<u>東和児童活動センター</u>	<u>登米市東和町米川字六反55番地 1</u>	津山児童活動センター	登米市津山町柳津字本町57番地 1	<table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td>上沼児童活動センター</td><td>登米市中田町上沼字弥勒寺大下90番地 1</td></tr><tr><td><u>米谷児童活動センター</u></td><td><u>登米市東和町米谷字越路75番地</u></td></tr><tr><td>津山児童活動センター</td><td>登米市津山町柳津字本町57番地 1</td></tr></table>	名 称	位 置	上沼児童活動センター	登米市中田町上沼字弥勒寺大下90番地 1	<u>米谷児童活動センター</u>	<u>登米市東和町米谷字越路75番地</u>	津山児童活動センター	登米市津山町柳津字本町57番地 1
名 称	位 置																
上沼児童活動センター	登米市中田町上沼字弥勒寺大下90番地 1																
<u>東和児童活動センター</u>	<u>登米市東和町米川字六反55番地 1</u>																
津山児童活動センター	登米市津山町柳津字本町57番地 1																
名 称	位 置																
上沼児童活動センター	登米市中田町上沼字弥勒寺大下90番地 1																
<u>米谷児童活動センター</u>	<u>登米市東和町米谷字越路75番地</u>																
津山児童活動センター	登米市津山町柳津字本町57番地 1																
第3条～第9条 （略）	第3条～第9条 （略）																

議案第65号関係

登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報

の提供に関する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用_____に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条 (略) (市の責務) 第3条 市は、個人番号の利用_____に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。 第4条 (略)	<u>登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用<u>及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供</u>に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条 (略) (市の責務) 第3条 市は、個人番号の利用<u>及び特定個人情報の提供</u>に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。 第4条 (略) (特定個人情報の提供) 第5条 <u>法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた</u>

(委任)

第5条 (略)

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
(略)	

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	登米市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律

場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 (略)

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
(略)	
4 市長	<u>生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</u>

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	登米市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律

		第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。以下同じ。)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		<u>生活保護法(昭和25年法律第144号)</u> による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		(略)
		(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

		第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。以下同じ。)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		<u>生活保護法</u> <u>_____</u> による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		(略)
		(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
4 市長	<u>生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>生活保護法による保護の実施又</u>

				<u>は就労自立給付金若しくは進学 準備給付金の支給に関する情報 であって規則で定めるもの</u>
				<u>児童扶養手当法による児童扶養 手当の支給に関する情報であっ て規則で定めるもの</u>
				<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)による 給付金の支給に関する情報であ って規則で定めるもの</u>
				<u>特別児童扶養手当等の支給に関 する法律による障害児福祉手当 若しくは特別障害者手当又は国 民年金法等の一部を改正する法 律(昭和60年法律第34号)によ る福祉手当の支給に関する情報 であって規則で定めるもの</u>
				<u>地方税関係情報であって規則で 定めるもの</u>
				<u>母子保健法(昭和40年法律第14 1号)による養育医療の給付又は 養育医療に要する費用の支給に 関する情報であって規則で定め るもの</u>
				<u>児童手当法(昭和46年法律第73 号)による児童手当又は特例給</u>

		<u>付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>介護保険法による介護給付、予防給付若しくは市町村特別給付の支給又は地域支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>残留邦人情報であって規則で定めるもの</u>

別表第 3 （第 5 条関係）

<u>情報照会機関</u>	<u>事務</u>	<u>情報提供機関</u>	<u>特定個人情報</u>
<u>1 市長</u>	<u>生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>教育委員会</u>	<u>学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による援助の実施に関する情報であって規則で定めるもの</u>

